

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別の方法を指示したときは、当該方法による。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解

除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第11 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(報告)

第12 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他の必要な事項について、個人情報の管理体制等報告書(様式第1号)により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報取扱特記事項に係る遵守状況について、加須市個人情報取扱特記事項遵守状況報告書(様式第2号)により発注者に報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、受注者(再委託先を含む。)における個人情報の取扱状況を把握するため必要があると認めるときは、監査等を行うことができる。

(その他)

第14 受注者は、前第1から第13までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。